

若年層の家族意識の変化

—韓国と日本の大学生に対するアンケート調査を中心として—

金 香男

KIM Hyang Nam

はじめに

戦後、韓国の社会はあらゆる分野で大きく変化してきた。その社会変動は社会制度の変化を意味し、そこには家族制度の変化も含まれる。

家族は人間の最も基本的な欲求を充足させてくれる普遍的な社会制度であり、時代によって大きく変化しないという意見が一般的であった。しかし、1980年代に入って以降、韓国の家族は飛躍的な経済開発＝産業化の持続と都市化によって、家族形態や家族成員の人間関係など様々な面で急激な構造変化を経験しつつある。

とくに、1987年の盧泰愚大統領の民主化宣言及び1988年のソウルオリンピックの開催そして、軍事政権が幕を閉じ、1993年の金泳三大統領による文民政府の誕生は大きな歴史的出来事であり、韓国の家族に重要な影響を与えたと思われる。このように家族の変化は産業化と都市化など外部的な社会環境によるものでもあり、または社会の近代化による家族意識の変化が家族制度の変化を促進したともいえる。もちろん、場合によっては新しい家族制度が新しい家族意識の形成に影響を及ぼしたかもしれない。

韓国における家族意識の変化の方向と大きさは職業、地域、階層及び年齢などの諸要因によって差異がみられる。したがって、家族の変化を一律に単純化し論じることは難しい。今後各階層別、地域別などの研究が進展されることによって、その多様な形態と傾向がみえてくるのではないだろうか。

その試みの一つとして本稿では、先行研究を検討

しつつ、韓国の家族分析に関するフレームワークを検討するとともに、それに基く質問紙調査を試みた。具体的には若い世代である大学生を対象に調査結果を分析しながら韓日を比較するという方法をとる。大学生は定位家族の成員として家族生活を経験し、まもなく自らが結婚による生殖家族を形成する年齢になっている。それゆえに高等教育を受けている彼らが韓国の家族制度について、それなりの価値体系を形成していることはいうまでもないだろう。そして、これらの大学生が持っている家族意識は将来韓国家族がどのような方向に変化していくかを示唆する重要な手がかりになると思われる。

本調査は1986年に実施された韓国の韓南濟教授の『現代韓国家族研究』の中の第四章である—大学生の家族意識—の調査結果を先行資料として用い、縦断的調査を韓国と日本で行なった。韓国の大学生の家族意識が10年間（1986～96年）どのように変化してきたのか、またこれからはどのように変化していくのだろうかを実証的な調査方法を通じて分析し、展望すること、かつ同時に現在における韓・日の大学生の家族意識を比較すること、その二つが本稿の主要目的である。なおこの論文は筆者が同志社大学大学院文学研究科に提出した修士論文のアブストラクトである。

第1節 研究目的と方法

家族意識の変化を検討するためには、まずその前提として“家族”をどう概念化するかという問題に

直面する。韓国の伝統的家族類型を「家ーチブ」と捉えることには一応の合意があるが、日本の伝統的な家族類型を「家ーイエ」として捉える場合には「家ーイエ」をどう概念化するかという問題は、最大の焦点の一つであった。しかし、本稿においてこの点について深く展開するスペースも力量もないが、基本的立場としては、韓国の「家ーチブ」と日本の「家ーイエ」を直系制家族の典型と見なし、主にその類似点と差異点について論じることとする。

次に、家族意識の変化を明らかにするという場合、その変化の基準となる家族類型をどう設定するか、また家族意識の変化を捉えるための指標をどう設定するかが問題となる。まず、家族類型の設定については、森岡の類型論を採用し（森岡 1976：11）、直系制家族から夫婦制家族への変化とは、親と子の間の、社会的地位・財産・祭祀の継承に関する制度的規範が、特定の一人（継嗣）による継承を規定するものから、子による継承を特定しないものへ変化することであるとす。

以下では表現を簡略化するために、韓国の直系制家族を「家ーチブ」、日本の直系制家族を「家ーイエ」と呼び、この家族制度に関して人々が持つところの家族意識、つまり集団に没入し個人がそこから未分化である状態を伝統的家族意識とする。それに対して夫婦家族制度におけるそれ、つまり集団から個人が独立し自由度を獲得している状態を近代的家族意識と見なすことにする。

次に、家族意識の変化を捉えるための指標であるが、本稿では1986年に韓南濟が提示した指標すなわち、

- (1) 家族制度の問題—姓氏、財産相続、家族に関する義務としては同居・祭祀・親孝行について
- (2) 結婚観—配偶者の選択方法と条件
- (3) 夫婦観—夫婦の地位と役割、に依拠した。

また分析方法については、先行研究である韓南濟との比較を意識して、各分野別にいくつかの質問項

目を取り入れた。しかし、本稿では韓南濟とは少し違った方法で、それぞれの質問項目を伝統的なものと近代的なものに分け、その変化の増減を調べた。現在の若い世代である韓国の大学生が持っている家族意識の近代化度を測り、そのうえ日本の大学生との比較を通じて、これから韓国の家族がどのような方向に変化していくかを展望する作業だからである。

1. 「家ーチブ・イエ」の概念

家族意識を「個々人が現実の生活を営む中で、“家族”に対して抱いている意識」と考えた場合（篠崎 1993：23）、異なる社会・文化の中で、“家族”がどのような言葉、どのようなイメージ・意味で使われているかは興味深い問題である。

家族に関して韓国で一般的に使われる言葉に家族、家口、世帯、戸口、食口、そしてチブがある。厳格にいうと“家族”は家族計画、家族制度、家族類型というように一つの学術用語として、またマスコミの用語としてよく使われる言葉であり、日常用語としてはあまり使用されない。

家口、世帯、戸口の三つは学問的及び一般人が使う言葉というより、政府が行政的によく使い、その内容は大差がない。家口とは、「住居と家計をともにする者」あるいは「独身でも住居を持ち、単独生活を営為する者」は家口と見なす。これは同居人を含んでいるだけで同居人が血縁関係につながる者か否かは問題ではない。つまり血縁関係または心理的關係より共同生活の住居単位としての性格を強調するのである（李光奎 1975：34）。食口は一つの家と一緒に住み、食事を共にする家族の構成員のことをさし、構成員の成立関係は考慮しない。しかし、この言葉は学術用語ではなく、日常用語に近い（李光奎 1975：33）。

家族や家口とは別に一般によく使われるのがチブという言葉である。これは日本のイエとよく似た概念である。すなわち「このチブは大きい」というと

きには建物を指し、また「大きいチブ」というときは本家を指すことになる。「あのチブは有名なチブだ」というときは家格及び家柄を示す。また自分の妻を他人にいうとき「チブの人」といい、妻が夫を他人にいうとき「チブの主人」という。時には「僕のチブにはそんなことはない」というときには、家族に限らず家族の範囲を超えて兄弟の家族や近親を含む場合もある。

したがって、チブという概念には、家族構成員が生活する場所、建物、生活共同体としての家族、さらには同族親類まで含むこともある（李光奎1975：29）。一般的に、広い意味のチブと狭い意味の家族が混在して使われている。

とくに、崔在錫は『韓国人の社会的性格』の中で、社会の単位としての「チブ」を強調している。「我々は人間関係の評価の単位を個人におかずに、チブにしているが、それは次の言葉に現われている。誰それといわずに“某の家の誰それ”つまり“某の家の息子”“某の家の娘”“某家の孫”“某家の嫁”あるいは“両班の家の子孫”などと呼称する。また結婚を意味することばとして、“婚家に行く”“丈家に行く”などの表現があるが、これは社会構成の単位が個人ではなくチブであるためである」また、「個人の不道德な行動を責めるときには、その当事者である個人ではなくその個人が属するチブがまずはじめに問責の対象となり、次にそのチブの統制者である家長が、最後に当事者が問責の対象となる」（崔在錫 1972：51）と論じている。

現在でも韓国には、毎日のように新聞に出る結婚広告に、必ずそのチブの統制者との身分関係（たとえば〇〇〇の長男であるとか、あるいは次女など）を明らかにしており、ここにも社会構成の単位が個人ではなくチブであることをうかがうことができる。もう一つの例として、韓国では1973年「新しい家庭儀礼準則」を決め政府の主導下で、冠婚葬祭簡素化運動が行なわれているにもかかわらず、その儀式は相変わらず盛大に続けられている。それは、冠

婚葬祭が個人の行事ではなく、個人に優先されるチブの行事であるため、その行事の規模が大きければ大きいほどチブの権威が上昇するからである。このように、個人を評価するときに、その人の属するチブを評価の対象とするのも、個人がその集団や共同体から未分化だからである。

韓国の家（チブ）を日本の家（イエ）の概念と比較してみると、日本のイエにも家屋の意味、生活共同体の意味、精神的・物質的生活状態の意味も含まれており（上子・増田 1981：15）、韓国のチブと似た意味内容を持っている。

しかし、韓国のチブと日本のイエとは根本的な差がある。それは韓国の場合、非血縁者がいくら誠実で、いくら長期間家族共同体に奉仕してもチブの構成員にはなれないのに対して、日本のイエは非血縁者が血縁者と対等な資格で構成員になれるのである。つまり、日本のイエは血縁よりも系譜を相対的に重視しており、イエにとって血縁は構成上の必要条件の一つにすぎず、系譜もしくは系譜関係こそイエを構造化する必須の条件というべきである（伊藤1974：15）。さらに、鈴木栄太郎は「イエにおいては家族は必ずしも血縁者たることを必要とせず家長すらも血縁的親子に伝わることを必要としない。……この家族制度においては親子というのも必ずしも血縁者ではない」（鈴木 1968：268）とした。ここに韓国と日本の家族制度の本質的な差があると思われる。韓国は日本と違って、血縁的な関係を無視してはとうてい考えることができないのである。だから、日本のイエを中根千枝のように家口（household）という人もいる。

このような家口やチブに比べれば、“家族”はまず両親とその子どもからなる血縁関係によってつながれている一定の人々を構成員とする集団である。それと同時に同じ屋根の下に住むという共生集団であり、それは一つの“かまど”をもっており共食集団でもある。そのうえ生産と消費を一緒にする経済単位であることを意味する。つまり、韓国での一般

的な概念として、家族は血縁関係につながる親子と兄弟姉妹を構成要件とし、同居集団であり、同食集団であり、同財集団である（李光奎 1973：16-18）。

李光奎が定義した家族の概念と同じ立場にたつて、日本の家族を定義したのが喜多野清一である。彼によれば、家族は戸田貞三が『家族構成』で展開した「夫婦親子並びにその近親者の愛情に基く人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産の関係である」（戸田 1970：48）という家族結合の本質論を妥当とし、それを核的小結合ととらえる。従って「その小結合の内部には非血縁の召使いなどが入りこむ余地はない」（喜多野 1986：47-50）と説くのである。つまり、喜多野の核的小結合=家族こそが韓国のチブとは区別された狭い意味での家族ではないのだろうか。

しかし、李光奎ばかりではなく韓国の研究者たちはチブと家族を明確に区別せず、血縁関係でつながる家族構成員、同居同財の生活共同体である以外に家屋、家格、家風を含む広い概念としてのチブを韓国の家族と見なしている。しかし、崔弘基は『韓国社会論』（1995：710）の中でチブと家族を区別して使っており、チブ≠家族という理論を展開している。これはまさに日本のイエ≠家族の概念につながる問題である。いまのところその意見に対して反論はみえないが、私自身チブと家族を分けて議論した方がもっと明確になるのではないかと思う。今後研究されるべき一つの課題でもある。

2. 家族構成

家族を一つの同居集団と見なし、ある家族が何人で成り立っているかを調べるのは、家族を分析するのに一番手っとり早くかつ一次的な問題である。

特に韓国の伝統的家族は“大家族”というイメージが根強い。実際に伝統的家族の構成員は何人であつて、本当に大家族だったのかは興味深いところである。

この点については、韓国の家族は小人数家族であるというのが主な研究者に共通している論調である。たとえば李光奎は『韓国の家族制度』の中で、「夫婦家族が多いのに大家族の雰囲気は伝統的家族にあるのは、理想型及び典型的家族は直系家族であり、そこから分家した次三男以下の家族は夫婦家族形態を示す時期があつても、それはやがて直系家族になる潜在力を持っており、分家（チャグンチブ、小さい家）が隣や同村に住む場合、経済的に社会的に分家は本家（クンチブ、大きい家）に依存し、干渉されるようになり、大きい家・小さい家が大家族の雰囲気の下に暮らすようになる」（李光奎 1984：94-95）という見解を示している。

この点について統計資料を用いて具体的に見てみよう。「朝鮮国勢調査」の実施は1925以降で、表1を見ると、韓国における世代人員は1960年の5.56人をピークにして、それ以降は急速に減少している傾向がうかがえる。

これを日本と比べてみると、日本は1955年を画期

表1 韓国と日本の平均世帯人員推移の比較

	1920	1925	1930	1935	1940	1945	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
韓	—	5.25	5.26	5.31	—	—	—	5.46	5.56	5.49	5.25	5.14	4.63	4.2	3.7
日	4.89	4.87	4.98	5.02	4.99	—	4.97	4.97	4.54	4.05	3.69	3.45	3.33	3.23	3.06

（資料）韓国：『朝鮮国勢調査報告』（1925～1940年）
 『簡易総人口調査報告』内務部（1955年）
 『人口及び住センサス報告』経済企画院（1960～1980年）
 『人口住宅総調査報告書』統計庁（1985～1990年）
 日本：『人口動向日本と世界』厚生省人口問題研究所編（1920～1980年）
 『国勢調査報告』総務庁統計局（1985～1990年）

として急速な減少を示しており、両者をグラフに描いてみると、前半はほぼ横ばいで、後半は急な下り坂となる。従って全国レベルでの平均世代人員の推移は両国ともに似ているといえる。そしてピークから急速な減少が見られるのはわずか5年の差でしかないことが注目される。

しかし、一方で両国の平均世帯人員の規模を比べてみると、一貫して日本のそれが小さく、日本に比べて「韓国には大家族世帯が多い」という一般的なイメージは現在にも通用するようである。しかもその差は1925～55年には0.5人未満であったのが、1960年以降になると1人以上に拡大している。しかし、1990年には0.6人と再びその差は小さくなり、今後その推移が気になるところである。

実際、韓国の小家族化は解放後の1960年頃から始まっており、日本の小家族化が高度経済成長に並行して起きているとすれば、韓国のその年代は高度経済成長の始まりの時期であったのか。おそらくその通りである。韓国の経済は、朴政権以来工業化を基軸にした一連の経済開発5ヶ年計画によりめざましい発展をとげた。さらに、大きな影響を与えたのが1962年に始まった家族計画事業（人口抑制政策）であり、その結果平均子ども数が急激に減少したことも一つの原因として挙げられる。

家族の構成でみたように、韓国の家族は小人数家族であり、家族の類型は夫婦家族でなければ直系家族であった。そして、夫婦家族も時間が経過すれば直系家族になる潜在性を持っているものと想定することができる。

このような伝統的な家族のあり方、及び家族構成の変化の中で、若い世代は家族をどのように考えているのだろうか。以下では韓日で行なった質問紙調査の結果を通して、この問題を分析する。

3. 先行資料について

まず、先行資料について簡単に触れておく。この調査は韓南濟教授が1986年5月に実施したものであ

り、その分析は『現代韓国家族研究』に報告されている。この調査は大邱市内の男女共学である四つの総合大学（慶北大、嶺南大、啓明大、大邱大）に在学中の3,4年の学生の中から調査対象が選ばれた。サンプルとして選ばれた男性310人、女性205人、合計515人を対象に家族制度に関する重要な内容—家族制度（出系）の問題、結婚観、夫婦関係（役割と勢力）、家族主義価値観、親族意識について質問している。それにおいては各分野別にいくつかの質問を提示し、各項目の回答結果を伝統的な意識と近代的な意識に分けて、それぞれに一定の点数を与えて回答者が持っている家族意識の近代化度を測っている。出身地域は都市が388人、農村地域が127人で、家族構成は三世代家族出身が158人、二世世代家族である核家族出身が357人だった。

今回の調査はいろいろな制約により、全く同じ作業を行なうことはできなかったが、できる限りもとの資料に近づこうと努力した。本調査は1996年9～10月にわたって、韓国と日本で行なわれた。調査結果はコーディング過程を経て、SPSSプログラムによって分析された。

韓国では、大邱市内の二つの大学（慶北大、啓明大）に在学中の3,4年の学生の中から、男性106人、女性94人、計200人がサンプルとして選ばれた。1986年に比べて、男性が60.2%から53.0%へ減り、逆に女性は39.8%から47.0%へと増えた。「出身地域」は都市が129人、農村地域が66人で、1986年に比べて都市が73.6%から64.5%へ減り、農村が24.7%から33.0%へ増えた。「家族構成」は1986年より二世世代家族が69.3%から84.5%へと15.2ポイント増え、逆に三世代家族は30.7%から10.5%へと20.2ポイント減っている。

日本においても、同じ方法で京都市内の二つの大学（京都大、同志社大）から200人のサンプルが選ばれ、その性別は男性が114人、女性が86人であった。年齢は韓国が20～23歳まで124人（62.0%）、24～27歳まで76人（38.0%）であり、日本は20～23歳まで182人（91.0%）、24～26歳まで18人（9.0%）である。韓

国の平均年齢がかなり高いのは、徴兵の影響が関係していると思われる。

「家族構成」では、日本が韓国の1986年と96年の中間に位置している。二世帯家族である核家族は韓国の方により多い(韓:84.5%, 日:73.0%)。家族人数においては、韓・日ともに4~5人が一番多く、60%を占めている。ちなみに、回収率は韓国98.5%、日本95.2%だった。

第2節 家族制度に関する意識

韓国の家族制度は父系家族制度である。父系家族制度とは、出系(descent)が父系を通じて、すなわち父親から息子へと地位や権利が継承されることであり、具体的には姓氏、財産、家族に対する義務などが父親から息子へと継承されることを意味する。

ここでは韓国の大学生が父系家族制度について、どのように考えているのかを日本との比較で明らかにしたい。

1. 姓氏の継承について

韓国で漢字の姓氏が初めて使われたのは、三国時

代の末期または統一新羅時代と見なされる。その当時から現在に至るまで多少の例外はあるものの、子は父親の姓氏を継ぐのが習慣化及び制度化されてきた(崔在錫 1983:95)。現在でも法律的に(民法781条)そして習慣上で子は父親の姓氏を継ぐようになっている。

現在、若い世代の大学生が父系家族制度をどの程度支持しているかを理解するために、韓国の大学生には「現在、韓国の民法では子どもは父親の姓を継ぐようになっています。それについてあなたはどうか考えていますか」と質問した。その結果、1986年と96年の間に逆転がみられ、「父親の姓を継ぐのは当然だ」が63.1%から43.5%へ減り、その反面「場合によっては、母親の姓を継ぐのもいい」が36.9%から52.5%へと増加した。

現在の若い世代である大学生は、父系家族制度を支持しながらも、伝統的な意識から近代的な意識へ変化しつつある。父親の姓を継ぐのは当然であると考える反面、場合によっては母親の姓を継ぐのもいいという意識を持っており、今後さらに増え続けると思われる。

表2 対象者の社会的属性

	地域	大学	学年	年齢	性	出身地域	家族構成	計
韓(1986)	大邱市	慶北・嶺南 啓明・大邱	3.4年	20~27才	男:310(60.2) 女:205(39.8)	都市:388(73.6) 農村:127(24.7)	2世代:357(69.3) 3世代:158(30.7)	515
韓(1996)	大邱市	慶北 啓明	3.4年	20~27才	男:106(53.0) 女:94(47.0)	都市:129(64.5) 農村:66(33.0)	2世代:169(84.5) 3世代:21(10.5)	200
日(1996)	京都市	京都 同志社	3.4年	20~26才	男:114(57.0) 女:86(43.0)	都市:152(76.0) 農村:38(19.0)	2世代:146(73.0) 3世代:52(26.0)	200

表3 姓氏の継承

	父親の姓を継ぐのは当然だ	場合によっては母親の姓を継ぐのもいい	その他	計
韓(1986)	63.1	36.9	—	100.0(515)
韓(1996)	43.5	52.5	4.0	100.0(200)

2. 財産相続について

韓国の財産相続は時代によって、大きく変化してきた。朝鮮中期以前には息子・娘または長・次男の区別がない徹底した均分相続が行なわれた。しかしそれ以降には息子特に長男に多くの財産が相続された。植民地時代にはすべての財産が長男だけに相続されるように法律化され、実際に習慣面においても長男の財産相続が定着した（韓南濟 1989:101-102）。

現行家族法¹では「息子・娘の区別なしに均分相続を行なう」と定められているにもかかわらず、慣習面においては、長男が一番多くもらい次男以下の息子には均分されるという長男優待不均等相続が行なわれているのである。そのうえ、女性は相続財産分配の対象から除外される場合が多く、現行家族法と民間の慣習法の間には大きな隔たりが存在している。これについて韓国の大学生はどのように考えているかを聞いた。今回の調査では1986年と96年の間に明かな差が見られ、「息子/長男に多く」が48.2%から4.0%へ大きく減少した。それは家族法が変わったことに影響されていると思われる。反面「親の面倒をみる子どもに多く」は10.1%から54.0%へ大きく増加している。

日本についていえることは、韓国より「子ども全部に均等に」が過半数近く（48.0%）を占めている。そして「その他」に答えた大多数の学生は、わからない、親の遺志に従う、事情による、相続するほどの財産がない、関心がないなどの様々な意見が見られた。

以上の調査結果から、息子特に長男に多く相続するという伝統的な意識から、子どもに均等に相続す

るという近代的な意識へ変化していることが明らかになった。日本では、子ども全部に均等に相続するという完全な平等意識が強いのにに対して、韓国では親の面倒をみる子どもに多く相続するという子ども間の実質的な平等を志向する意識へと変化しているといえる。さらにこの結果は、老人福祉政策がほとんどない韓国で、老人は家族で扶養するしかないという現状の厳しさを物語っているかもしれない。

3. 家族に対する義務について

父系家族制度においては財産相続などの権利ばかりではなく、親及び祖先に対する義務が父親から息子へ継承されるのである。親に対する子どもの義務は様々であるが、ここでは親との同居、祖先に対する祭祀、そして韓国社会の歴史を通じて最も強調されてきた親孝行について論じる。まず親との同居について見てみよう。

今回の調査結果を1986年と比較してみると、「結婚と同時に親と別居すべきだ」は19.2%から8.5%へ減少した。次に「だれか一人とは同居すべきだ」も42.3%から23.5%へ大きく減少している。「事情による」という中間的な態度をとった人は38.4%から55.5%へ大きく増加しており、それは日本において82.5%の最も高い数字を示した。

1986年の調査では「一人っ子の場合は親と同居すべきだ」の質問項目が設けられていなかったことは残念だった。韓国の父系家族制度において、一人息子の場合は問題の対象にならないが、娘は結婚と同時に実家を離れて婚家で一生暮らさなければならなかった。最近では娘が実家の親と同居できるという認

表4 財産相続

	子ども全部に均等に	韓一息子に多く 日一長男に多く	親の面倒をみる 子どもに多く	その他	計
韓(1986)	41.7	48.2	10.1	—	100.0(515)
韓(1996)	34.0	4.0	54.0	8.0	100.0(200)
日(1996)	48.0	0.5	37.0	14.5	100.0(200)

識とともにその数が徐々に増えている（李効再 1983:56）。韓・日では「だれか一人とは同居すべきだ」が日本のわずか2.0%と比べて、韓国は23.5%とはるかに差があった。また「その一人にはだれが適当だと思いますか」という質問で、韓国では「だれか一人とは同居すべきだ」に答えた47人の中で、37人が長男と答えその比率は78.7%にのぼる。それは長男中心の考え方が崩れつつも、まだ意識面では親との同居が長男の義務として根強く残っていることの現われでもある。そして、長男と一人息子の場合いつかは親と一緒に暮らさなければならぬという意識を強く持っており、事情が許す限り親と同居するのが現状である。

ところが、現在では親と同居するという伝統的な意識が弱くなる反面、夫婦中心の核家族的意識が強くなっている。それと同時に仕事関係で他地域へ移動せざるを得ないこと、人口の都市集中化による住宅問題などから、親との同居がしだいに困難なものとなっている。このような実態を若者はそのまま受けとっており、事情によるという意見が韓国と日本で最も高く、今後さらに増え続けると思われる。

次は、孝の延長でもある祭祀だが、今回「両親が

死去した後の祭祀（供養・法事）についてどう考えていますか」と質問したところ、韓・日ともに「男女を問わず、子どもが協力して行なうべきだ」が一番高い比率を占めそれぞれ47.0%、67.0%と日本の方が20ポイント高かった。逆に「息子がいない場合、娘が実家の親の祭祀を行なってもよい」は韓国の18.5%に比べて、日本ではわずか2.5%と韓国が16ポイント高く、「息子／長男が行なうべきだ」については韓国の方がやや高かった。これらは両国の家族制度の相違の結果であるといえる。また「祭祀はやらなくてもよい」は両国ともに低い比率を示し、祭祀に対する若い世代である大学生の意識が明らかになったと思われる。

1986年の調査では「男女を問わず、子どもが協力して行なうべきだ」の質問項目がなかったのもそのまま比較するのはできない。しかし「男女を問わず、子どもが協力して行なうべきだ」「息子がいない場合、娘が実家の親の祭祀を行なってもよい」「息子がいる場合でも、娘が実家の親の祭祀を行なってもよい」の三つの項目を「子どもが協力して行なう」と見なしたとき韓国の1986年68.5%、96年67.5%、日本71.5%となりほとんど差がなかった。韓国では、

表5 結婚後の親との同居

	結婚と同時に親と別居すべきだ	一人っ子的場合は親と同居すべきだ	だれか一人とは同居すべきだ	事情による	その他	計
韓(1986)	19.2	—	42.3	38.4	—	100.0(515)
韓(1996)	8.5	7.0	23.5	55.5	5.5	100.0(200)
日(1996)	10.5	1.5	2.0	82.5	3.5	100.0(200)

表6 祭祀

	韓一息子日一長男が行なうべきだ	男女を問わず子どもが協力して行なうべきだ	息子がいない場合娘が実家の親の祭祀を行なってもよい	息子がいる場合でも娘が実家の親の祭祀を行なってもよい	祭祀はやらなくてもよい	その他	計
韓(1986)	21.0	—	45.8	22.7	8.3	2.1	100.0(515)
韓(1996)	17.5	47.0	18.5	2.0	8.5	6.5	100.0(200)
日(1996)	12.0	67.0	2.5	2.0	10.5	6.0	100.0(200)

親との同居とならんで祭祀の義務は男の子特に長男の重要な役割とされている。しかし、息子とくに長男が祭祀を行なうという伝統的な意識から、男女の区別なく子どもが協力して行なうという近代的な意識へ変化しており、今後その傾向は徐々に増えると思われる。

最後に「親孝行」という言葉からのイメージであるが、現在の若者は親を経済的・物質的に満足させること、社会的に成功して親に誇らしい気持ちにさせることより、精神的に満足させることを親孝行とっており、今回の調査で明確になった。また「その他」(韓16.5%、日8.5%)に答えた大多数の学生は、経済的・精神的・社会的のすべての項目を親孝行と考えていた。韓国で「経済的・物質的に満足させること」の比率がやや高くなり、(1.6%から6.0%)、日本では「社会的に成功して親に誇らしい気持ちにさせること」が7.5%とやや高いものの、韓・日ではほとんど同じ結果が得られた。

第3節 結婚における変化

家族が重要視され、厳格な家父長制であった伝統的社会では結婚当事者より親または親族集団が若者の結婚相手を選んだ。反面、社会制度の分化によって家族の重要性が段々減少し、家族成員が民主的な人間関係を維持するとき、配偶者選択においても結婚当事者の意見が尊重され、恋愛結婚が制度化される(韓南濟 1989:107)。

さらにそれを裏付ける資料として韓南濟による調査報告書がある。韓国社会が近代化の過程を歩む中で、配偶者の選択方法も変わってきており、既婚夫婦の中ではお見合い結婚が多いが(お見合い68.5%、恋愛31.5%)時間がたつほど恋愛結婚が増え続けている(韓南濟 1984:21)。ここでは配偶者の選択方法・条件、最近になって急増している離婚について考察する。

1. 配偶者の選択方法

一般的に若い世代はお見合い結婚より恋愛結婚を支持し、希望する傾向がある。本調査でも「あなたはどうような結婚を望んでいますか」と質問したところ、韓・日ともに60%以上の学生が恋愛結婚を望み、お見合い・恋愛にこだわらない「どちらでもよい」と答えた学生も30%以上を占めている。1986年の調査では、質問項目がお見合い・恋愛のみで、恋愛の比率がかなり高い(88.9%)。それは「どちらでもよい」と思う人が希望としては恋愛結婚を選んだのではないと思われる。注目すべき点は、韓国においてお見合い結婚が1986年の11.1%から1%へと大きく減少したことである。96年の韓・日ではまったくその結果が同様で、配偶者選択の方法に対する現在の若者の価値意識がうかがえる。

次は結婚相手の決め手だが、10年間に大きな変化が見られた。「すべて本人が決める」が1986年の2.9%から18.5%へ増加し、逆に「親の意志の上で、本人が決める」は94.0%から80.0%へ減少した。最も注目すべき点は「本人の意志の上で、親が決める」

表7 「親孝行」という言葉からのイメージ

	経済的・物質的に満足させること	精神的に満足させること	社会的に成功して親に誇らしい気持ちにさせること	その他	計
韓(1986)	1.6	88.5	5.8	4.1	100.0(515)
韓(1996)	6.0	74.0	2.5	16.5	100.0(200)
日(1996)	3.0	81.0	7.5	8.5	100.0(200)

「すべて親が決める」に答えた学生は一人もいなく、それは日本においてもまったく同じである。96年の韓国で「親の意志の上で、本人が決める」が80.0%だったのに対して、日本では「すべて本人が決める」が75.5%を占め全く逆の結果になった。この点に韓国と日本における親子関係の違いが見られる。

調査結果から明らかになったのは、自由交際による恋愛結婚を大多数の学生が支持し、それと同時に配偶者の選択は本人が決めるということである。すなわち、親が主婚者であった段階から親が主導的役割を果たすが子どもの意志を反映する段階から、子どもが配偶者を選択し親の同意を得る段階へと変化してきた。このような変化の過程において、親と子どもの間には意見の不一致と配偶者に対する反対などでしばしば葛藤が生じる。その場合、親の干渉や影響力は経済的に豊かで、恵まれた家庭で育った子どもほど大きい〔李効再 1983:60〕という意見もある。実際、韓国では子どもの結婚費用は親にとって一番の負担になっており、そのぶん親の影響力も強いのではないと思われる。「すべて本人が決める」が日本で高い比率を示しているのに対して、韓国ではその方向へ変化するのに相当な時間がかかると思われる。しかし、このような諸条件があるにもかかわらず配偶者選択と結婚はその主導権が当事者に移っ

たといえる。

2. 配偶者の選択条件

配偶者の選択条件も時代によって変わる。主に媒婚制度が定着されていた伝統社会では、結婚当事者の個人的資質より家門・家柄などがより重要視された。しかし、近代化された社会では家門など家族的な背景より、結婚当事者の個人的資質と能力などが重要視される。そして結婚当事者の愛情が結婚の前提条件として認められる。しかし配偶者を選択する際、考慮すべき条件は必ずしも一つではなく条件の重要性も同じではない。そこで、今回の調査では一番重要だと思う条件と次に重要だと思う条件を三つ選んで順番を決めてもらうようにした。

その結果、韓国の1986年と96年ではまったくその変化がなく、性格（人柄）、健康、生活力、将来性、容姿などが高い数字を示した。同様に日本でも性格、健康、生活力、容姿にかなりの数字が偏っている。生活力、将来性、職業、学歴はお互い密接に関係している。日本に比べて韓国では学歴を挙げた人がやや多く、それは日本に劣らないぐらいの学歴社会であることの現われだと思われる。

伝統社会では主婦は社会的接触と隔離され、夫に仕える生活力のない女性がその理想型だった。しか

表 8 結婚形式

	お見合い	恋 愛	どちらでもよい	結婚は望まない	計
韓(1986)	11.1	88.9	—	—	100.0(515)
韓(1996)	1.0	63.0	31.5	4.5	100.0(200)
日(1996)	1.0	64.0	32.5	2.5	100.0(200)

表 9 結婚相手の決め手

	すべて本人が決める	親の意志の上で本人が決める	本人の意志の上で親が決める	すべて親が決める	その他	計
韓(1986)	2.9	94.6	2.7	0.4	—	100.0(515)
韓(1996)	18.5	80.0	0.0	0.0	1.5	100.0(200)
日(1996)	75.5	20.5	0.0	0.0	4.0	100.0(200)

し、個人の自由と平等をその基本原理とする西欧文化によっていままでの価値観が大きく崩れ、女性も生活力を身につけることが男性の隷属から離れ実質的な平等につながるといふ考え方が支配的になった。両国ともに性格、健康と並んで生活力が高い数字を示しており、容姿もかなり重要な条件として選ばれている。言いかえると、現在の若者は男女ともに結婚相手を選ぶとき最も重要視するのは性格、健康、生活力、容姿であることが分かる。

3. 離婚について

伝統社会での結婚は個人と個人の結合ではなく、家族と家族の結合だったので、離婚も夫婦の分離ではなく集団間の分離となる。一つの集団は多くの個人で構成されるので、二つの集団の分離は多くの個人との関係を切断しなければならない。だから、伝統社会での離婚は容易な問題ではなかったと思われる。

そのうえ、女性は離婚される立場であったために離婚後の社会的待遇には大きな差が見られた。特に再婚において、女性は絶対的に不利な条件に置かれていた。そのような不利な条件を女性は忍耐することによって、主婦権を守ってきたのである。つまり、父系社会では、忍耐こそが最も賢明な方法だと思われ、それがいわゆる“三従之道”である。女性は婚前には父に従い、結婚してからは夫に従い、そして夫が死んでからは子に従うそれこそが三従之道であ

る(李光奎 1975:125-126)とした。そのうえ離婚は男性の特権だと認識され、これらの思考を単的に表現するのが“七去之悪”である。具体的には不妊、姦淫、不孝、嫉妬、悪疾、窃盗、饒舌をいう(李光奎 1975:118)。

しかし、七去之悪が実際どの程度、伝統社会において離婚の原因になったのかは疑問であるが、社会慣習上離婚は不道德であると認識されていたことには疑いがないだろう。

韓国において離婚は前よりはるかに自由になったけれども、他の国に比べて離婚率はさして高くはない。社会的にも不利な立場に立ちやすいばかりでなく、満足しうる慰謝料をとるのが期待しがたい韓国社会では、よほどでないかぎり、女性はまだまだ離婚にたやすくふみ切れないのである。それでも都会では近年離婚率が急速に高まっており、特に経済的に自立可能な専門職の女性に多くみられる。女性の家庭外就労の増加は、女性の自立意識を高め、離婚後の生活不安を解消し、従来のような忍従の生活を拒否させるようになった。

離婚に対する大学生の意識は、離婚はよくないが場合によっては肯定的に受け取られている。「どんな場合でも、離婚はよくない」は数少なく、1986年に比べて「不幸な結婚生活より、離婚したほうがいい」が23.7%から50.5%へ増加している。逆に「場合によっては仕方がない」は67.2%から41.0%へ減少した。韓・日では「場合によっては仕方がない」(韓

表10 結婚相手の条件

		学歴	容姿	家柄	年齢	性格	職業	健康	将来性	経済力	生活力	実数
韓 (1986)	第一条件	23	26	2	—	311	9	81	29	6	18	505
	第二条件	51	84	9	—	96	12	123	55	8	76	514
	第三条件	73	84	17	—	37	31	107	42	10	112	513
韓 (1996)	第一条件	2	8	0	1	134	4	22	10	6	8	195
	第二条件	7	29	1	0	43	14	51	23	7	22	197
	第三条件	14	37	2	4	12	7	29	26	15	47	193
日 (1996)	第一条件	2	10	0	0	169	0	8	1	4	5	199
	第二条件	3	44	1	13	20	4	43	10	13	46	197
	第三条件	2	30	3	22	7	2	36	23	18	53	196

41.0%、日52.5%)と「不幸な結婚生活より、離婚したほうがいい」(韓50.5%、日42.0%)と入れ替わっており、韓国では過渡期のように思われる。

現在では、個人の自己実現をはばむ結婚生活は、解消されるのが当然だと考えるようになり、実際離婚率も増え続けている。そのうえ現在の若者は、恋愛結婚が増加している中で、愛情にウェイトをかけすぎ、愛情がなくなったら離婚するという傾向もみられ、しばらくの間離婚率は高くなると思われる。

第4節 夫婦関係の変化

韓国では儒教思想に基づいて社会が構成されているため、夫婦関係においても長幼の序、男女有別の秩序が強調されていた。従って夫婦の人間関係にも上下関係が存在する。家長は通常父親がなる。その役目は家族を支配し、家産を管理し、家に関係のある祭祀を行なうなど広汎にわたっている。主婦の仕事は、通常の家事、育児の他に来客の接待、祖先祭祀の供物の準備を受け持つという明確な役割分業が成立している(李光奎 1975:110)。

伝統的な両班の家屋の構造をみると、男性のコーナーと女性のコーナーがはっきり区分されており、男性のコーナーへの女性の立ち入り、女性のコーナーへの男性の立ち入りは禁じられた。こうした家屋の建て方からみても、夫婦間の役割分担が厳格であったことがうかがえる。それに家長は、主人と称される。ところが、主人という場合は、ここでいう外主人(バカッチェイン)のほかに主婦を示す内主人(アンチェイン)を含んでおり、家内部において性

別分業が進んでいる度合いに応じて後者の役割を無視しえないことである。そして、主婦は家庭内での総指揮者としての地位にあるため、長男の嫁をもらうときには、その任に耐えうるような女性を慎重に選ぶとさえいわれている(李光奎 1975:158-161)。このように対外的には父と長男を中心とし、それを内助の功として主婦が支えるのが韓国の家族制度の典型である。

韓国は1960年代からの高度経済成長により産業が著しく発展し、それによって女性の経済活動への参加は増加の一途をたどった(経済企画院、女性の労働参与率は1960年の26.8%から1990年46.8%へ)。しかし、韓国の女性就業者の多くは未婚者であり、既婚者がそれに占める比率は比較的少ない。なぜならば、既婚女性が仕事に就く場合には「家事と育児の責任を果たした上で、家庭外の仕事も」という、伝統的な性別役割分業パターンが前提となっており、女性は「職場」と「家庭」の二重の役割を遂行しなければならないからである。

現実的に性別役割分業パターンは変化しているが、あいかわらず女性には伝統的な性別役割規範が期待されている。そして、韓国社会における現状と社会規範とのずれは、朝鮮時代に儒教によって正当化された男女有別規範の根強い残存の結果、生じていると思われる。ここでは夫婦の地位と役割について、現在の若い世代の意識を考察したい。

1. 夫婦の地位

夫婦関係は上下関係から平等関係へ変化してきた。家庭内で夫婦の地位はどうあるべきかについて、

表11 離婚について

	どんな場合でも離婚はよくない	場合によっては仕方がない	不幸な結婚生活より離婚した方がよい	その他	計
韓(1986)	9.1	67.2	23.7	—	100.0(515)
韓(1996)	7.5	41.0	50.5	1.0	100.0(200)
日(1996)	2.5	52.5	42.0	3.0	100.0(200)

韓国で「夫婦は平等である」が1986年の48.7%から96年には78.5%へ大幅に増えている。逆に「夫が大体優位である」は1986年の44.7%から21.0%へ減り、夫または妻が絶対的に優位であると答えた人は一人もいなかった。韓・日いずれも「夫婦は平等である」が一番高い比率を示し、韓国より日本の方が高く（韓78.5%、日80.0%）、逆に「夫が大体優位である」は韓国より日本の方が低い（韓21.0%、日15.0%）。戦後日本は韓国よりあらゆる面で近代化が進み、西欧の文化と教育の普及により個人の自由・平等意識が広がった。それは調査結果においても明らかになった。

また、夫婦の地位は彼らが持っている勢力によって具体化される。ゆえに地位と役割そして勢力の間には不可分の関係がある。家族集団内での勢力を調べる方法はいろいろあるが、重大事に対する決定権をもってみることもできる。家庭内で大事なことがあったとき、夫婦の中でだれが決定権を持った方がいいかを調べるために「夫が職場を変えようとするとき、だれが決めるべきだと思いますか」と質問した。その結果、96年の韓国では「妻の意見を参考にした上で、夫が決める」「夫婦が相談して決める」がそれぞれ過半数を占めており、夫婦平等の意識が最も高かった。日本では「妻の意見を参考にした上で、夫が決める」がやや高く、1986年の韓国とほとんど同じ結果が得られた。

次に「結婚後、妻が仕事を続けるか否かをだれが決めるべきだと思いますか」については、「夫婦が相談して決める」が1986年61.7%から54.5%へ減少し、「夫の意見を参考にした上で、妻が決める」は1986年

29.5%から41.0%へ増加した。しかし日本においては57.0%で最も高い数字を示した。

ここで注目すべき点は、韓国では夫優位型から夫婦平等型とくに夫婦一致型が増えていること、それにならして日本は夫優位型から夫婦平等型とくに自立型が目だっていることである。かつて森岡清美は日本の夫婦関係の特色を自立型（夫・妻ともそれぞれ自律的決定する領域をもつ）だ（森岡 1987：101-104）と指摘したことがあるがまさに調査結果はそのとおりである。今後それぞれ独自の変化が一層進むと思われる。

2. 夫婦の役割

現在の韓国では、社会的な経済活動に参加する女性が増加しており、女性の役割行動範囲も拡大しているが、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業意識とか、女性は家庭を守るべきであるという社会規範もおお強い。とくに既婚女性は育児終了後の再就職を望む傾向が多く、それは男性優位社会のもとに形成される「職場」と「家庭」の二重の役割であり、家事・育児に与える悪影響が第一要因として挙げられる（李潤樹 1974：53-64）。

いまだ韓国社会では、経済的要因以外の就業動機は速やかに肯定されない場合が多い。しかし、一方で女性の高学歴化が進み女性は社会進出・自己実現のために仕事を求めている。最近の若い世代においては、結婚とは無関係に就業継続を望むものが増えている（1986年の13.0%から96年の43.5%へ）。韓・日大学生は女性の仕事の継続について肯定的な態度を示している。結婚後妻の仕事について「やめたほ

表12 夫婦の地位

	夫が絶対優位である	夫が大体優位である	夫婦は平等である	妻が大体優位である	妻が絶対優位である	その他	計
韓(1986)	5.8	44.7	48.7	0.6	0.2	—	100.0(515)
韓(1996)	0.0	21.0	78.5	0.5	0.0	0.0	100.0(200)
日(1996)	1.5	15.0	80.0	1.5	0.0	2.0	100.0(200)

うがよい」が1986年の22.7%からわずか2.0%へ、そして「子どもが生まれるまではよい」も1986年の40.4%から10.0%へ大幅に減少した。逆に「ずっと続けたほうがよい」が1986年の13.0%から43.5%へ、また再就職を望む比率も1986年の23.9%から33.5%へ大幅に増加している。

「その他」に答えた学生の中では職種による、すべて妻にまかせる、まだ何ともいえないなどの意見が多かった。

ここで興味深いのは「再就職のほうがよい」と答えた学生が韓国より、日本に多く52.5%を占めていることである。韓国では再就職より継続型が多いが、日本では逆転している。その理由として韓国では就業形態上パートタイマーがほとんどなくて、フルタイマーが一般的であることが考えられる。現実的に

再就職が難しいという状況からこれらの結果が出たと思われる。

現在では、主婦専業の形態から共働き形態への変化が役割分業の変化をもたらしている。そして、女性の社会進出が進み「男は仕事、女は家庭」という性による役割分業の意識が変わり、家庭のなかでの男女のあり方も大きく変わりつつある。

以上みてきたように、1986年と比べて変化があったものもあれば、まったく変化が見られなかったところもある。まず変化があったものから検討していこう。もちろん、その変化には増加と減少とが含まれる。

それぞれの質問項目を伝統的なものと近代的なものに分けて考えた場合、増加したのものには近代的な項目が多く、反面減少したのものには伝統的な項目が

表13 夫の仕事の決め手

	すべて夫が決める	妻の意見を参考にした上で夫が決める	夫婦が相談して決める	夫の意見を参考にした上で妻が決める	すべて妻が決める	その他	計
韓(1986)	3.1	60.0	36.7	0.0	0.2	—	100.0(515)
韓(1996)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0(200)
日(1996)	4.5	64.0	30.5	0.5	0.0	0.5	100.0(200)

表14 妻の仕事の決め手

	すべて夫が決める	妻の意見を参考にした上で夫が決める	夫婦が相談して決める	夫の意見を参考にした上で妻が決める	すべて妻が決める	その他	計
韓(1986)	1.9	6.2	61.7	29.5	0.6	—	100.0(515)
韓(1996)	0.0	2.5	54.5	41.0	2.0	0.0	100.0(200)
日(1996)	0.0	1.0	37.0	57.0	4.5	0.5	100.0(200)

表15 結婚後の妻の仕事の継続

	やめた方がよい	ずっと続けた方がよい	子どもが生まれるまではよい	再就職の方がよい	その他	計
韓(1986)	22.7	13.0	40.4	23.9	—	100.0(515)
韓(1996)	2.0	43.5	10.0	33.5	11.0	100.0(200)
日(1996)	2.5	22.0	5.5	52.5	17.5	100.0(200)

多かった。特に近代的な項目の中でも「親の面倒をみる子どもに多く財産相続すべきだ」「不幸な結婚生活より、離婚した方がよい」「夫婦は平等である」「結婚後も、妻は仕事を続けたほうがよい」などは大幅に増加している。反面、伝統的な項目の中でも「息子に多く財産相続すべきだ」「夫が大体優位である」「結婚後、妻は仕事をやめたほうがよい」「妻の仕事は子どもが生まれるまではよい」などは大幅に減少している。

次に、1986年と比べて変化が見られなかったものについて言及しておく。1986年と同じように、祭祀は子どもが協力して行なうこと、そして親を精神的に満足させることが親孝行であるという意識は相変わらず高い比率を占めている。反面、どんな場合でも離婚はよくないという考え方は低く、現在の若者が離婚を肯定的に受け取っていることが明らかになった。

従って、韓国において大きく変化したものの中では、比較的夫婦の間で決められる問題が多い。反面、世代関係などに関わる問題は変化しにくく、伝統的な意識が根強く残っている。それは世代間のギャップや社会制度が充実していないことが、その重要な要因として挙げられる。

結論

今までみてきたように、韓国の家族は父系血縁を中心とする直系家族である。そこでは、家系は必ず息子によって継承すべきであり、家系を継承する息子は長男であるというのが直系家族の構造的原理だった。

特に1980年代に入って以降、韓国の家族は飛躍的な経済開発＝産業化の持続と都市化によってさまざまな面で大きく変わってきた。しかし、長い歴史の中で形成・維持されてきた伝統的な家族意識は、外部からの異質な制度が導入されてもそれほど短期間で変わるとは思えない。この点について日本に比

べて韓国では、世代関係などに関わる問題は変化しにくく、伝統的な意識が根強く残っていることが調査結果から明らかになった。

韓国のチブと日本のイエ制度においては同様に、個人は集団に没入し未分化の状態にあった。しかし両者の間には違いも認められる。その典型的なものとして次の点があげられる。つまり韓国のチブとは、複数の核的小結合の連結であり、その核的小結合には血縁的な関係が本質的で、かつ不可欠なものとなる。そこでは、非血縁者はチブの構成員に含まれない。したがって、核的小結合の性質がそのまま受け継がれている。それに対して、日本のイエとは、複数の核的小結合の連結ではあるが、その核的小結合には必ずしも血縁的な関係が要求されないのである。つまり、非血縁者もイエの構成員に含まれる。そこに、韓国のチブと日本のイエとの間に構造的な違いが認められる。したがって、その構造的差異により変化の方向や速さも当然変わってくると考えられるのである。

<註>

- 1 第二次世界大戦後、韓国の家族法は、1960年に新民法として成立、1977年に一部改正された。ここに示すのは崔学圭「大韓国民民法の改正について(下)、戸籍時報三八六号」所載に依るもので、韓国民法の第四編・親族ならびに第五編・相続(以下両編を併せて家族法と総称する)に関する諸規定が1990に大幅に改正された。

<参考文献>

- 韓南濟 1984『韓国都市家族研究』一志社。
1989『現代韓国家族研究』一志社。
李光奎 1973『韓国農村の家族と祭儀』中根千枝編, 東京大学出版会。
1975『韓国家族の構造分析』一志社。
1978『韓国家族の構造分析』服部民夫訳、国書刊行会。
1984『韓国の家族制度』ソウル韓国放送事業団。
崔在錫 1972『韓国人の社会的性格』中根千枝訳, 学生社。
1983『韓国家族制度史研究』一志社。
李効再 1983『家族と社会』経文社。
崔弘基 1995『韓国社会論』社会批評社。
李潤樹 1974「社会階層と生活場面に伴う価値観の構造」建国大学博士学位請求論文。
森岡清美 1976「社会学からの接近」『家と現代家族』培風館。
1987『新しい家族社会学』培風館。
戸田貞三 1970『家族構成』新泉社。
伊藤幹治 1974「祖先崇拜と家」『講座家族』8、弘文堂。
喜多野清一 1986「日本と家と家族」『日本の社会学』3、伝統家族』東京大学出版会。
鈴木榮太郎 1968『日本農村社会学原理』(『著作集』第1巻) 未来社。
篠崎正美 1993「現代韓国の家族意識への接近」『家族社会学研究』NO.5。
上子武次・増田光吉編 1981『日本人の家族関係』有斐閣選書。

<参考資料>

- 韓国統計庁 1992『人口住宅総調査報告書』。
韓国内務部 1959『簡易総人口調査報告』。
韓国経済企画院 1960、1970、1980、1990『経済活動人口年報』。
韓国経済企画院 1987『人口及び住宅センサス報告』。
日本総務庁統計局『国勢調査報告』。
日本厚生省人口問題研究所編 1986『人口動向日本と世界』。